

# 小規模事業者経営改善資金佐世保市利子補給補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 佐世保市は、小規模事業者経営改善資金融資制度要綱(昭和48年中小企業庁第1154号)に基づく資金融資(以下「マル経資金」という。)を借り入れた本市中小企業者の支払う利子の負担軽減を図るため、予算の定めるところにより、補助金を交付するものとし、経営の安定と発展に資することを目的とし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

## (交付対象者)

第2条 利子補給補助金(以下「補助金」という。)の交付を申請することができる者は、本市内の中小企業者でマル経資金を受け、かつ、全ての市税(「国民健康保険税」を含む。)を完納している者(以下「企業」という。)とする。

## (補給基準および額)

第3条 補助金の交付基準および限度額は、金融動向等を勘案し、別に定める。

## (利子補給対象期間)

第4条 補助金の補給対象期間は、マル経資金を受けた日から起算し、12ヶ月相当分の利子支払を経過した日までとする。

## (交付の申請)

第5条 補助金の交付申請を行おうとする企業は、前条に定める対象期間を経過した後、佐世保商工会議所、佐世保市北部商工会又は宇久町商工会(以下「商工会議所等」という。)を通じ、交付申請するものとする。なお、商工会議所等は、補助金の交付申請から実績報告義務にいたるまで、企業の事務を代行するものとし、交付申請にあたっては、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 小規模事業者経営改善資金佐世保市利子補給補助金交付申請書(様式第1)
- (2) 小規模事業者経営改善資金佐世保市利子補給補助金計算明細票(様式第2)
- (3) 日本政策金融公庫が発行する「利子補給制度にかかる融資状況について」
- (4) その他、市長が必要と認めるもの。

## (交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を利子補給補助金交付決定通知書(様式第3)により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

## (実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた商工会議所等は、ただちに企業に交付するとともに、利子補給補助金実績報告書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

## (補助金の交付取消および返還)

第8条 市長は、企業が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付を取消、または既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利子補給を受けたとき。
- (2) その他市長が不適正と認めるとき。

## (補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(適用)

2 第2条に掲げる交付対象者は、平成8年4月1日以降にマル経資金を受けた者に限る。

(吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置)

3 第2条に掲げる交付対象者のうち、吉井町及び世知原町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)前の吉井町又は世知原町の区域内に住所を有する中小企業者については、編入日以後にマル経資金を受けたものに限る。

(宇久町及び小佐々町の編入に伴う経過措置)

4 第2条に掲げる交付対象者のうち、宇久町及び小佐々町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)前の宇久町又は小佐々町の区域内に住所を有する中小企業者については、編入日以後にマル経資金を受けたものに限る。

(江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置)

5 第2条に掲げる交付対象者のうち、江迎町及び鹿町町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)前の江迎町又は鹿町町の区域内に住所を有する中小企業者については、編入日以後にマル経資金を受けたものに限る。

**附 則**

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は平成17年7月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成20年7月14日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。